



## 地層処分実規模試験施設で緩衝材定置試験を公開

9月4日・5日



地層処分実規模試験施設（字北進）では、緩衝材定置装置の一部である真空把持（はじ）装置を用いた緩衝材ブロックの搬送・定置試験を実施し、一般公開しました。



## 個別的労使紛争の

### あっせん

～労働者個人と使用者との紛争を調整します～

北海道労働委員会では、道の各総合振興局（振興局）労働相談所と連携して、労働条件その他労働問題に関する労働者個人と使用者との間の紛争（解雇や未払賃金など）の「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、労働問題に精通したあっせん員（公益委員・労働者委員・使用者委員の3人組）が、労働者個人と使用者の間に発生した紛争の解決を支援する制度です。

あなたのプライバシーは守ります。どうぞお気軽にご利用ください。

### お問い合わせ

【あっせん申請】

北海道労働委員会事務局

電話 011-204-5667

[http://www.](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms)

[pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms)

【労働相談】

宗谷総合振興局商工労働観光課

電話 0162-33-2528

労働相談ホットライン(フリーダイヤル)

電話 0120-81-6105

## 情報

# インフォメーション

## 貸金業苦情相談専用 フリーダイヤルのお知らせ ～専門の相談員が 対応しています～

北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業者を利用している方からの苦情相談を受け付けています。

**電話番号** フリーダイヤル

電話 - 1本- ナヤミナニ  
**0120-1-78372**

**受付日** 毎週月曜日と金曜日  
(祝・祭日、12/29～1/3を除く)

**受付時間** 10:00～12:00、  
13:00～16:00

**受付内容** 貸金業に関する苦情の申し立てまたは相談

※その他の時間帯にも、下記の番号で相談を受けています。(通話料有料)

道庁環境生活部消費者安全課

電話 011-231-4111

(内24-527)

## 貸金業のルールが 変わりました

本年6月から、個人が貸金業者から借りられる額が年収の3分の1までに制限されるなど、貸金業法のルールが大きく変わりました。

容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、不安がある場合は、宗谷総合振興局環境生活課または、道庁環境生活部消費者安全課までお問い合わせください。

宗谷総合振興局環境生活課

電話 0162-33-2527

道庁環境生活部消費者安全課

電話 011-231-4111

(内24-527)